

保証申込のご相談、金融・経営相談など、
お気軽にご利用ください。



〒880-0804 宮崎市宮田町2番23号 TEL. (0985) 24-8251 (代表)
保証業務部 / TEL. (0985) 24-8253 FAX. (0985) 24-8102
経営支援部 (経営支援課) / TEL. (0985) 89-0022 FAX. (0985) 22-4155
(再生管理課) / TEL. (0985) 24-8252

 CREDIT GUARANTEE CORP. OF MIYAZAKI
宮崎県信用保証協会
<https://www.miyazaki-cgc.or.jp/>



中小企業のよきパートナーを目指して

令和5年度 (2023年度) 信用保証の ご案内

Contents

● 伴走支援型特別保証制度について	1
● スタートアップ創出促進保証制度について	2
● 事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) 制度について	3
● 事業承継特別保証制度について	4
● 信用保証をご利用いただける中小企業者	5
● 責任共有制度について	6
● 信用保証料率について	7
● 金融機関の皆様へのお願い (融資実行時の注意事項)	9
● 信用保証制度ラインアップ (資金ニーズ別目次)	10
● 信用保証制度のご案内	
○ 宮崎県信用保証協会の保証	12
○ 宮崎県中小企業融資制度	22
○ 市・町の融資保証制度	26
● 農業ビジネス進出支援貸付について	35

宮崎県信用保証協会のキャラクターが誕生しました！



当協会オリジナルキャラクター『**ワンポ**』が誕生しました！

古来、人との関わりが深く、番犬としての頼もしいイメージと、人懐っこく可愛らしいイメージの両方を持ち合わせた「犬」がモチーフとなっています。

当協会のコーポレートカラー『ハンターグリーン』をベースに、「信用保証」の『信』の文字をあしらったロボットスーツを着用し、県内の中小企業・小規模事業者の皆さんのために奔走します。

当協会がこれまで以上に県内事業者の皆さまにとってより身近な存在となれるよう、広報活動や保証推進、経営支援の場で積極的に活用してまいります。

なお、本キャラクターのデザイナーは、高鍋町のデザイン事務所「ストロールデザイン」の古川浩二さんです。
HP ⇒ <http://stroll-design.com>

＼ **LINE 始めました！** ／



伴走支援型特別保証制度

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することで、中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とした制度です。

	【協会制度】 伴走支援型特別保証制度	【宮崎県中小企業融資制度】 経営支援・災害対策貸付（ コロナ対応借換型 ）																				
申 込 人 資 格 要 件	経営行動に係る計画を策定した中小企業者 ※セーフティネット4号は、その認定を受けていること ※セーフティネット5号は、その認定を受けていること ※一般保証は、①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少、②最近1か月間の売上高総利益率（又は売上高営業利益率）が前年同月（又は直近決算）と比較して5%以上減少、③直近決算の売上高総利益率（又は売上高営業利益率）が直近決算前期と比較して5%以上減少していること																					
保証限度額	1億円																					
保 証 期 間	10年以内（据置 5年 以内）ただし、一括返済の場合は1年以内																					
保 証 料 率 保証料補助	【協会制度】 セーフティネット4号、5号を利用の場合、中小企業者は一律0.20%相当額をご負担いただきます。※条件変更時の追加保証料は補助対象外 <table><tr><td></td><td colspan="2">経営者保証免除対応なし</td><td colspan="2">経営者保証免除対応あり</td></tr><tr><td></td><td>保証料率</td><td>うち国補助</td><td>保証料率</td><td>うち国補助</td></tr><tr><td>SN4号、5号</td><td>0.85%</td><td>0.65%</td><td>1.05%</td><td>0.85%</td></tr><tr><td>一般保証</td><td colspan="4">0.20～1.15%（国補助後の料率）</td></tr></table> 【宮崎県中小企業融資制度】 宮崎県及び保証協会が補助を行うため、<u>中小企業者負担はありません。</u>			経営者保証免除対応なし		経営者保証免除対応あり			保証料率	うち国補助	保証料率	うち国補助	SN4号、5号	0.85%	0.65%	1.05%	0.85%	一般保証	0.20～1.15%（国補助後の料率）			
	経営者保証免除対応なし		経営者保証免除対応あり																			
	保証料率	うち国補助	保証料率	うち国補助																		
SN4号、5号	0.85%	0.65%	1.05%	0.85%																		
一般保証	0.20～1.15%（国補助後の料率）																					
保 証 人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者を連帯保証人に徴求しません。																					
融 資 利 率	金融機関所定利率	SN4号は年1.2%、SN5号・一般は年1.4%																				
添 付 資 料	①認定書（セーフティネットを利用する場合） ②経営行動計画書 ③売上高（又は売上高総利益率、又は売上高営業利益率）減少要件確認書（一般保証の場合） ④経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）																					
金融機関の 責務と報告	(1)金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。 (2)金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。 (3)金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、信用保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。																					
取 扱 期 間	令和6年3月31日まで（信用保証協会申込受付）																					

スタートアップ創出促進保証制度

NEW

創業から一定期間を経過していない会社等に対する事業資金供給の円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とすることで創業機運の醸成による創業者の増加ならびに廃業・倒産経験者などの事業経営への再挑戦を促し、また中小企業者の積極的な事業展開を推進することで、創業者の事業の活性化に資することを目的とした制度です。

申 込 人 資 格 要 件	(1) 事業を営んでいない個人で、2か月以内(※)に会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある (2) 中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある (3) 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満である (4) 自らの会社で事業を継続しつつ、新たに設立した会社で、設立から5年未満である (5) 事業を営んでいない個人が開始した事業を、新たに会社を設立して承継させ、個人創業時から5年未満である (※) 市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内となります
自 己 資 金	保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者は創業資金総額の1／10以上の自己資金を有していることが必要です
保 証 限 度 額	3,500万円
保 証 期 間	10年以内(据置1年以内) ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。
保 証 料 率	1.2%(創業関連保証の保証料率に0.2%上乘せ)
担保・保証人	徴求しません
融 資 利 率	金融機関所定利率
添 付 資 料	創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)
金 融 機 関 の 責 務 と 報 告	(1) 創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者よりガバナンスチェックシートの写しの提出を受ける。 (2) 創業者がガバナンスチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出する。

事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度

多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従い事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とした制度です。

	【協会制度】 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	【宮崎県中小企業融資制度】 経営支援・災害対策貸付（経営支援）																			
申 込 人 資 格 要 件	次のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 ①中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関（中小企業活性化協議会及び産業復興相談センター）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生の計画 ④整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書又は決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩中小企業基盤整備機構が規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画																				
保証限度額	2億8,000万円	1億円																			
保 証 期 間	15年以内（据置 5 年以内）ただし、一括返済の場合は1年以内																				
保 証 料 率 保証料補助	【協会制度】 中小企業者は一律0.20%相当額の負担になります。 ※条件変更保証料は補助対象外 <table><tr><th rowspan="2">【協会制度】 責任共有制度</th><th colspan="2">免除対応なし</th><th colspan="2">免除対応あり</th></tr><tr><th>保証料率</th><th>うち国補助</th><th>保証料率</th><th>うち国補助</th></tr><tr><td>対 象</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td></tr><tr><td>対 象 外</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>1.20%</td><td>1.00%</td></tr></table> 【宮崎県中小企業融資制度】 宮崎県が0.20%の補助を行うため中小企業者負担はありません。		【協会制度】 責任共有制度	免除対応なし		免除対応あり		保証料率	うち国補助	保証料率	うち国補助	対 象	0.80%	0.60%	1.00%	0.80%	対 象 外	1.00%	0.80%	1.20%	1.00%
【協会制度】 責任共有制度	免除対応なし			免除対応あり																	
	保証料率	うち国補助	保証料率	うち国補助																	
対 象	0.80%	0.60%	1.00%	0.80%																	
対 象 外	1.00%	0.80%	1.20%	1.00%																	
保 証 人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者を連帯保証人に徴求しません。																				
融 資 利 率	金融機関所定利率（利子補給はありません）	年1.00%～1.50%以下																			
添 付 資 料	①事業再生計画書等 ②経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）																				
金融機関の 責務と報告	(1)金融機関は中小企業者から、四半期に 1 回、計画の実行状況の報告を受けることとする。 (2)金融機関は、計画策定機関等と連携して事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。 (3)金融機関は、原則として 3 年間にわたり、信用保証協会に対し、計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。 (4)金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。																				
取 扱 期 間	令和 6 年 3 月 31 日まで（信用保証協会申込受付）																				

経営者保証を不要とする 事業承継特別保証制度 について

- ◇事業承継時に利用可能（事業承継後にも利用ができる場合もあり）
- ◇経営者保証不要
- ◇中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合には信用保証料率を大幅に軽減
- ◇経営者保証ありの既存の借入金についても借換可能（本制度で経営者保証不要に）

ご利用いただける方（資格要件）

次の（１）又は（２）に該当し、かつ、（３）に該当する中小企業者

（１）保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人

（２）令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの

（３）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと

①資産超過であること

② EBITDA 有利子負債倍率^{（注）}が15倍以内であること

^{（注）} EBITDA 有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

③法人・個人の分離がなされていること

④返済緩和している借入金がないこと

制 度 名	【宮崎県中小企業融資制度】（掲載ページ P24） 事業承継貸付 事業承継特別対策 事業承継特別対策（連携）				【協会制度】（掲載ページ P20） 事業承継特別保証制度					
保 証 限 度 額	1億円				2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）					
対 象 資 金	事業資金 既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借換えも可能。									
		借換え					ニューマネー（増額借換えを含む）			
		事業承継前借入（個人保証を提供している借入に限る）			事業承継後借入					
	資格要件（１）	○			－		○			
	資格要件（２）	○			×		×			
返 済 方 法 ・ 保 証 期 間	分割返済の場合 10年以内（据置1年以内）					一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置1年以内）				
信 用 保 証 料 率		1 区分	2 区分	3 区分	4 区分	5 区分	6 区分	7 区分	8 区分	9 区分
	協会 事業承継特別保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	(※)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
	宮崎県 事業承継特別対策	1.05	0.90	0.70	0.60	0.55	0.45	0.45	0.40	0.40
	事業承継特別対策 (連携)	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.15	0.10
(※) 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合に適用される保証料率になります。										
担 保	必要に応じて徴求するものとする									
保 証 人	徴求しない									
貸 付 金 利	年0.80～1.30%以内（県制度融資利率表を参照）					金融機関所定利率				
添 付 資 料	・ 事業承継計画書 ・ 財務要件等確認書 ・ 借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合に必要） ・ 他行借換依頼書兼確認書（申込金融機関以外からの既往借入金を借り換える場合に必要） ・ ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受け、上記（※）および宮崎県 事業承継特別対策（連携）の信用保証料率の適用を受ける場合に必要）									
そ の 他	与信取引のある金融機関からの申込に限ります									

宮崎県信用保証協会は、「中小企業のおきパートナーを目指しています。」

宮崎県信用保証協会は、事業の創造・維持・発展に努める中小企業者に対し、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、金融相談、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

信用保証をご利用いただける中小企業者

以下の各要件を満たす中小企業者の方がご利用になれます。

（１）企業規模要件

原則として中小企業信用保険法第２条第１項に定める中小企業者を対象としています。
常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方の要件を満たしていることが必要です。
特定非営利活動法人（NPO 法人）は、常時使用する従業員数が該当することが必要です。
※特定非営利活動法人（NPO 法人）の場合、政令特例業種の規模要件は適用されません。

業 種	資本金	従業員数
製造業等（建設業・運送業・不動産業を含む）	3 億円以下	300人以下
政令特例業種 ①ゴム製品製造業 （自動車または航空機タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5 千万円以下	50人以下
サービス業	5 千万円以下	100人以下
政令特例業種 ②ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下
③旅館業	5 千万円以下	200人以下
医療法人等	－	300人以下

※事業協同組合等の組合もご利用いただけます。ただし、各種要件がありますので協会宛ご確認ください。

◎小口零細企業保証制度等の小規模事業者向け制度をご利用の場合

※中小企業信用保険法第２条第３項に規定する「小規模企業者」

- （１）常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第１条第１項に定める業種に属する事業（特定事業）を行うもの
- （２）事業協同小组であって、特定事業を行うもの又はその組合員の３分の２以上が特定事業を行うものであるもの
- （３）特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- （４）特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- （５）医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- （６）サービス業のうち、宿泊業・娯楽業を主たる事業とする事業者は20人以下のもの
- （２）区域要件
- 個人の場合 住居または事業所のいずれかが「宮崎県内」にある企業
- 法人の場合 本店または事業所のいずれかが「宮崎県内」にある企業
- （３）業歴要件
- 営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば対象となります。
- ※ただし、制度要綱等で業歴の定めがある場合は、その定めによります。
- （４）対象業種
- 中小企業信用保険法施行令第１条第１項に定める業種（指定業種）を営むものに限る。
- 許認可等を要する業種の場合は、その許認可等を受けていることが必要です。
- ご利用にならない主な業種は、次のとおりです。
- 農業（一部を除く）、林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）、一部のサービス業
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する風俗営業は対象外となります。
- （５）資金使途
- 特定事業の安定・発展に必要な事業資金
- 生活資金や住宅資金等、特定事業に使用しない資金は対象となりません。
- （６）ご利用にならないケース
- 次のいずれかに該当する場合、原則としてご利用いただけません。
- ①信用保証協会（他の信用保証協会を含む）に求償債務が残っている主債務者・連帯保証人
- ②信用保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある方
- ③銀行取引停止処分中の方
- ④提出書類に虚偽の記載がある場合
- ⑤金融軒旋屋等の第三者または暴力団関係者が介在する場合
- ⑥反社会的勢力等と当協会が判断した場合
- ※信用保証のご利用にあたっては、金融機関ならびに当協会の審査があり、ご希望に沿えない場合がございますので、ご了承ください。

□ 責任共有制度について

1 制度の目的

責任共有制度は、信用保証協会の保証付き融資について、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的として平成19年10月1日から導入されました。

2 制度の概要

責任共有制度には「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、そのいずれかの方式を各金融機関が選択することとなっています。部分保証方式は、個別貸付金の80％（一部の保証を除く）を信用保証協会が保証し、負担金方式は、保証時点では100％保証ですが、代位弁済状況等に応じて、金融機関は信用保証協会に対して負担金を支払うことにより、部分保証方式と同等の負担を負うこととなっています。なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度は、金融機関の選択した方式に関わらず部分保証となっています。

3 対象除外となる保証

- （1）経営安定関連特例保険（セーフティネット）1号～4号、6号を付保する保証
- （2）災害関係特例保険を付保する保証
- （3）創業関連特例保険を付保する保証
- （4）危機関連特例保険を付保する保証
- （5）東日本大震災復興緊急特例保険を付保する保証
- （6）特別小口保険を付保する保証
- （7）事業再生保険を付保する保証【上記（1）～（7）は信用保険の種別による対象除外】
- （8）小口零細企業保証制度（国の全国統一小口保証制度）及び同制度を準用した地方自治体の制度
- （9）求償権消滅保証
- （10）破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）【上記（8）～（10）は信用保証制度による対象除外】

□ 信用保証料について

信用保証料とは

- 信用保証料は、信用保証をご利用いただく際に、信用保証の対価として中小企業者の皆様よりお支払いいただくものです。なお、信用保証協会は、信用保証料以外の手数料（調査料・相談料等）は一切いただいておりません。
- 信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫の信用保険に付す際に必要となる保険料支払いのほか、代位弁済に伴う損失の補てん・経費等、信用保証制度を運用するために必要な費用に充当されます。

信用保証料のお支払い方法

- 信用保証料は、原則として融資実行時に貸付金融機関において一括納付していただきます。ただし、保証期間が2年を超える場合で分割での納付を希望される場合、分割納付も可能としています。分割で納付される場合の2年度目以降の納付時期は、融資実行日の応答日となります。

信用保証料の計算 ※保証協会ホームページ・会員向け情報「保証料シミュレーション」もご活用ください。

- 信用保証料は、貸付金額、信用保証料率、保証期間によって算出されます。

【計算例】

- 一括返済の場合（貸付金額 500 万円、信用保証料率 1.15％）
信用保証料 ＝ 500 万円 × 1.15％ × 保証期間（日数）（※1） ÷ 365
- 分割返済の場合（貸付金額 500 万円、信用保証料率 1.15％）
信用保証料 ＝ 500 万円 × 1.15％ × 回数別係数（※2） × 保証期間（日数） ÷ 365
※1 保証期間は、融資予定日の翌日から、保証期限日までの総日数となります。
※2 回数別係数は、分割で弁済される場合の返済方法、返済回数により定めた信用保証料を割り引くための掛け目となります。
- 条件変更（保証金額・返済方法・保証期限の変更）を行った場合は、信用保証料の再計算を行います。
変更決定日時点において、変更前の未経過分と変更後保証料の差額について徴求または返戻をさせていただきます。

信用保証料の返戻

- 保証期限前に保証付融資が完済された場合、当協会の規定により信用保証料の一部を返戻できる場合があります。
金融機関からの完済報告に基づき、返戻できる信用保証料が算出された場合、中小企業者宛に「保証料返戻口座確認書」をお送りします。振込口座等必要事項をご記入の上ご返送いただいたものについて、毎月20日頃、送金手数料を差し引き、ご指定口座に送金いたします。なお、振込口座名義は中小企業者ご本人名義に限らせていただいております。

□ 信用保証料率について

- 保証協会は、個別の保証に際して案件毎に、国の再保険を付しております。
一般的に付保される普通保険（一般関係）、無担保保険（同）及び特定社債保険（同）等を付す保証の場合の保証料率は、企業の財務諸表を中小企業信用リスクデータベース（CRD）に登録し算出した料率区分（評点）に基づき弾力化され決定します。
経営安定関連特例保険や流動資産担保保険など特別な保険を付す保証には、固有の料率を適用します。
- 信用保証料率には、2つの割引制度があります。
【有担保割引】
信用保証に際し、物的担保の提供がある場合、0.1％引き下げとなる場合があります。
【会計参与設置会社に対する割引】 ※個人事業者、組合、医療法人等は対象となりません。
会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を提出いただいた場合、0.1％引き下げを行います。
- 責任共有対象の場合の保証料率は、対象外の場合より割り引いた料率体系となっております。
- 保証料率表に記載されている特殊保証とは、カードローン、当座貸越、手形割引根保証等の「根保証」のことです。
- 事業承継特別保証の保証料率は、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合に適用されます。

1 宮崎県信用保証協会の保証制度の保証料率

① 責任共有制度の対象となる保証の内、弾力化するもの 【表1】

	料率及び区分（単位：％）									
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	財務諸表なし
責任共有対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
（ // 特殊保証）	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0.98
事業承継特別保証	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—

② 責任共有制度の対象となる保証の内、固定料率となるもの 【表2】

以下の保険を付す保証	保証料率	以下の保険を付す保証	保証料率
新事業開拓保険	1.00％	農工商等連携事業関連特例	0.70％
流動資産担保融資保険	0.68％	農工商等連携事業関連特例（流動資産担保保険利用時）	0.68％
経営安定関連特例（セーフティネット）5号・7号・8号	0.70％	事業再生計画実施関連特例	0.80％
経営革新関連特例	0.85％	経営力向上関連特例	0.85％
下請振興関連特例	0.56％	地域経済牽引事業関連特例	0.85％
事業再生円滑化関連特例	1.76％	その他の一般又は特例保険を付す保証	1.15％

③ 責任共有制度の対象外となる保証の内、弾力化するもの
◎ 全国統一の「小口零細企業保証制度」及び「求償権消滅保証制度」の場合（付保する保険によって、例外もあります）

【表3】

	料率及び区分（単位：％）									
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	財務諸表なし
責任共有対象外	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	1.35

④ 責任共有制度の対象外となる保証の内、固定料率となるもの 【表4】

以下の保険を付す保証	保証料率	以下の保険を付す保証	保証料率
特別小口保険	0.84％	創業関連特例	1.00％
事業再生保険	2.20％	事業再生計画実施関連特例	1.00％
中堅企業関連特別保険	0.75％	危機関連特例	0.80％
中堅企業関連特別保険（無担保）	0.65％	災害関係特例	0.80％
経営安定関連特例（セーフティネット）1号～4号、6号	0.80％	その他の特例保険を付す保証	1.35％

2 宮崎県中小企業融資制度の保証料率 【表5】

制度名		料率区分									
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	財務諸表なし
創業・新分野進出資金	創業・新分野進出支援貸付	1.35%	1.20%	1.00%	0.80%	0.75%	0.65%	0.55%	0.40%	0.40%	0.75%
	女性・若者・シニア・UIJターン者・地域応援	1.20%	1.05%	0.85%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.40%	0.65%
	少額迅速資金	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%	0.85%
	再チャレンジ応援	0.40%									
	企業立地促進貸付	1.50%	1.35%	1.15%	1.00%	0.90%	0.85%	0.75%	0.55%	0.40%	0.90%
経営安定・事業再生資金	経営安定貸付	1.65%	1.50%	1.30%	1.15%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	1.05%
	小規模企業経営安定貸付★	1.70%	1.50%	1.30%	1.15%	1.00%	0.85%	0.75%	0.55%	0.35%	1.00%
	事業承継貸付	1.05%	0.90%	0.70%	0.60%	0.55%	0.45%	0.45%	0.40%	0.40%	0.55%
	事業承継特別対策（連携）	0.95%	0.80%	0.65%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	0.15%	0.10%	－
	経営支援・災害対策貸付	1.50%	1.35%	1.15%	1.00%	0.90%	0.85%	0.75%	0.55%	0.40%	0.90%
	借換資金	1.65%	1.50%	1.30%	1.15%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	1.05%
	経営支援資金、コロナ対応借換型	0.00%									
事業拡大資金	みやざき成長産業育成貸付	1.35%	1.20%	1.00%	0.80%	0.75%	0.65%	0.55%	0.40%	0.40%	0.75%
	商業振興	1.50%	1.35%	1.15%	1.00%	0.90%	0.85%	0.75%	0.55%	0.40%	0.90%
	働き方改革										
	次世代リーディング企業等支援貸付	0.85%	0.70%	0.50%	0.40%	0.35%	0.25%	0.25%	0.20%	0.20%	0.35%
	農業ビジネス進出支援貸付	0.60%									
金融機関提案型資金		1.65%	1.50%	1.30%	1.15%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	1.05%
緊急経営対策資金	セーフティネット・危機関連貸付	0.35%									
	セーフティネット貸付(5号、7号、8号)	0.25%									

※ 責任共有制度対象外については制度要綱のとおりとなります。なお★印のある制度は、責任共有制度対象外の料率を記載しております。

- 【表5】中で★印のある制度は、保証協会が地公体割引0.1%を実施した後の料率を記載しております。
- 特定非営利活動法人の場合は、一部利用できない保証制度があります。
- 弾力化対象外の保険を付す保証は、下記のとおり固有の保証料率となります。

責任共有制度対象	(料率)	責任共有制度対象外	(料率)
経営安定関連特例（5号、7号、8号）	0.25%	特別小口保険	0.64%
経営革新関連特例、経営力向上関連特例	0.65%	事業再生保険	1.90%
地域経済牽引事業関連特例	0.65%	経営安定関連特例（1号～4号、6号）	0.35%
下請振興関連特例	0.40%	危機関連特例	0.35%
事業再生計画実施関連特例	0.60%	災害関係特例	0.00%
事業再生円滑化関連特例	1.60%	創業関連特例	0.65%
上記以外	0.95%	上記以外	1.15%

3 市・町制度の保証料率 【表6】

制度名		料率区分								
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
宮崎市	中 小 企 業 融 資	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0	0	0	0	0
	中心市街地・創業支援									
	小規模企業者特別融資★									
都城市	中小企業特融・組合事業	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0	0	0	0	0
	小口零細企業融資★	0.85%	0.65%	0.45%	0.25%	0	0	0	0	0
延岡市	中小企業特別融資	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0	0	0	0	0
	商業環境整備資金融資									
	小規模企業特別融資★	0.85%	0.65%	0.45%	0.25%	0	0	0	0	0

- 市・町制度の保証料率は、保証協会の保証料率体系を基に決定します。
- 宮崎市・都城市・延岡市は、上限1.25%の範囲内で利用する中小企業者に対し保証料を補助します。その結果、中小企業者が負担する保証料率は、原則として上記の表のとおりとなります。
- その他の市・町は、保証料の全額を負担しますので、中小企業者の負担はありません。
- 弾力化対象外の保険を付す保証は、協会の保証制度と同様、固有の保証料率となります。
- 【表6】中で★印のある制度は、保証協会が地公体割引0.1%を実施した後の料率を記載しております。

□ 宮崎県中小企業融資制度の融資利率 【表7】

制度名		融資利率（年率）											
		（責任共有制度対象）						（責任共有制度対象外）					
		1年以下	1年超～3年以下	3年超～5年以下	5年超～7年以下	7年超～10年以下	10年超	1年以下	1年超～3年以下	3年超～5年以下	5年超～7年以下	7年超～10年以下	10年超
創業・新分野進出資金	創業・新分野進出支援貸付	1.00%		1.20%	1.40%	1.50%	－	0.80%		1.00%	1.20%	1.30%	－
	少額迅速資金	金融機関所定			－	－	－	金融機関所定			－	－	－
	企業立地促進貸付	1.00%		1.20%	1.40%	金融機関所定		0.80%		1.00%	1.20%	金融機関所定	
経営安定・事業再生資金	経営安定貸付	1.10%	1.30%	1.60%	1.80%	2.00%	－	0.90%	1.10%	1.30%	1.60%	1.80%	－
	小規模企業経営安定貸付					－						－	
	事業承継貸付	0.80%		1.00%	1.20%	1.30%	－	0.60%		0.80%	1.00%	1.10%	－
	経営支援・災害対策貸付	1.00%		1.20%	1.40%	1.50%	－	0.80%		1.00%	1.20%	1.30%	－
	借換資金	経営安定貸付の融資利率以内						経営安定貸付の融資利率以内					
	コロナ対応借換型	1.40%						1.20%					
	経営支援資金	1.00%		1.20%	1.40%	1.50%		0.80%		1.00%	1.20%	1.30%	
事業拡大資金	みやざき成長産業育成貸付	0.80%					－	0.60%					－
	商業振興	1.00%	1.20%	1.40%	1.50%	－	0.80%	1.00%	1.20%	1.30%	－		
	働き方改革												
	次世代リーディング企業等支援貸付	0.70%					0.50%						
	農業ビジネス進出支援貸付	0.80%					－	－					
金融機関提案型資金		金融機関所定						金融機関所定					
緊急経営対策資金	セーフティネット・危機関連貸付	－						0.80%	1.00%	1.20%	1.30%	－	
	セーフティネット貸付(5号、7号、8号)	1.00%		1.20%	1.40%	1.50%	－						

※融資利率については、金融機関において、表示以下の金利を適用することができます。

□ 金融機関の皆様へのお願い（融資実行時の注意事項）

保証付融資の実行手続きの際には、信用保証書に定める保証条件と相違することがないように必ず貸付内容をご確認ください。

○融資日について

信用保証書には保証条件として融資実行できる日を定めています。条件文を確認のうえお手続きください。

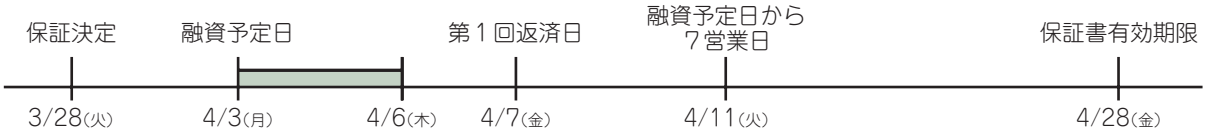
融資日の許容範囲

保証条件：融資予定日 ≤ 融資日 ≤ 融資予定日から7営業日
《注意》 加えて、 融資日 ≤ 第1回返済日の前日であることが必要です

※融資日と第1回返済日が同日は認められません。

（融資日と同日に内入れ処理をすることも認められません。）

（例）



保証条件：令和5年4月3日以降、令和5年4月11日までに実行のこと

※保証条件は「（融資予定日）以降（融資予定日から7営業日）までに実行のこと」となりますが、《注意》のとおり（融資予定日から7営業日）よりも前に第1回返済日が到来する場合、第1回返済日の前日までに融資実行する必要があります（融資予定日≤融資日<第1回返済日）。この例の場合、融資実行が可能なのは4月3日から4月6日の間となります。

○別口完済条件について

- ・「同時に完済」条件の場合→融資実行日以前に完済は認められません。
- ・「事前に完済」条件の場合→融資実行日の完済も認められます。
- ・他金融機関分の保証付を完済の際は特にご注意ください。

※信用保証書に示された条件通りの融資実行手続きが困難な場合、保証協会宛ご一報ください。

※保証書の訂正や取消の際には「保証書訂正（取消）依頼書」の提出が必要になります。
書式は協会ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

□信用保証制度ラインアップ（主な保証制度をご紹介します…資金ニーズに合わせご確認ください）

○創業時の資金調達には（創業後でもご利用いただける場合もあります）

制度主体	制度名	限度額（設備／運転）	保証期間（設備／運転）	融資利率	保証料率	掲載ページ
宮崎県	創業・新分野進出支援貸付	1億円／1億円	10年以内／7年以内	1.00～1.50%	0.35～1.35%	P22
宮崎市	創業支援資金融資	1500万円	10年以内	1.60%	0～0.65%	P26
協 会	創業関連保証	3500万円	10年以内	金融機関所定	1.00%	P14
	スタートアップ創出促進保証	3500万円	10年以内	金融機関所定	1.20%	P2、P14

○一般的な事業資金の調達には

制度主体	制度名	限度額（設備／運転）	保証期間（設備／運転）	融資利率	保証料率	掲載ページ
宮崎県	経営安定貸付	5000万円／5000万円	10年以内／7年以内	1.10～2.00%	0.45～1.65%	P22
各市町	中小企業特別融資制度	500～1000万円	5年～10年以内	1.80～2.10%	0～0.65%	P26～34
協 会	一般保証	2億8000万円	20年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	P12

○小規模事業者向けの保証制度は（責任共有制度対象外）

制度主体	制度名	限度額（設備／運転）	保証期間（設備／運転）	融資利率	保証料率	掲載ページ
宮崎県	小規模企業経営安定貸付	2000万円	7年以内／5年以内	0.90～1.80%	0.35～1.70%	P22
各市町	小口零細企業保証制度	500～1000万円	5年～10年以内	1.60～2.00%	0～0.85%	P26～34
協 会	小口零細企業保証	2000万円	7年以内	金融機関所定	0.50～2.20%	P12
	特別小口保証	2000万円	5年以内	金融機関所定	0.84%	P12

○多様な資金調達をお考えの方には

制度主体	制度名	限度額（設備／運転）	保証期間（設備／運転）	融資利率	保証料率	掲載ページ
協 会	事業者カードローン当座貸越根保証	2000万円	1年又は2年	金融機関所定	0.39～1.62%	P12
	当座貸越（貸付専用型）根保証	2億8000万円	1年又は2年	金融機関所定	0.39～1.62%	P12
	流動資産担保融資保証	2億円	1年	金融機関所定	0.68%	P14
	中小企業特定社債保証	4億5000万円	7年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	P14

○事業拡大（多角化）・事業転換・革新事業に必要な資金を調達するには

制度主体	制度名	限度額（設備／運転）	保証期間（設備／運転）	融資利率	保証料率	掲載ページ
宮崎県	創業・新分野進出支援貸付	1億円／1億円	10年以内／7年以内	1.00～1.50%	0.40～1.35%	P22
	みやざき成長産業育成貸付	5000万円	10年以内／7年以内	0.80%	0.40～1.35%	P24
協 会	経営革新関連保証	8億8000万円	7年以内／5年以内	金融機関所定	0.85%	P12

○売上減少・取引先倒産による焦げ付き発生などにより経営安定に必要な資金を調達するには

制度主体	制度名	限度額（設備／運転）	保証期間（設備／運転）	融資利率	保証料率	掲載ページ
宮崎県	経営支援・災害対策貸付	5000万円／3000万円	10年以内／7年以内	1.00～1.50%	0.40～1.50%	P22
	セーフティネット・危機関連貸付	5000万円／3000万円	10年以内／7年以内	0.80～1.50%	0.25～0.35%	P24
宮崎市	中小企業融資（緊急経営支援資金）	500万円	7年以内	1.55%	0～0.65%	P26
協 会	経営安定関連保証	2億8000万円	10年以内	金融機関所定	0.70～0.80%	P18
	危機関連保証	2億8000万円	10年以内	金融機関所定	0.80%	P18

○法的手続き等により事業再生を図るために必要な資金を調達するには

制度主体	制度名	限度額（設備／運転）	保証期間（設備／運転）	融資利率	保証料率	掲載ページ
協 会	事業再生保証	2億円	10年以内	金融機関所定	2.20%	P16
	事業再生円滑化関連保証	2億8000万円	3年以内	金融機関所定	1.76%	P16

○事業の引き継ぎに必要な資金を調達するには

制度主体	制度名	限度額（設備／運転）	保証期間（設備／運転）	融資利率	保証料率	掲載ページ
宮崎県	事業承継貸付（県事業承継）	1億円	10年以内	0.80～1.30%	0.40～1.05%	P24
	事業承継貸付（県承継特別）	1億円	10年以内	0.80～1.30%	0.40～1.05%	P24
	事業承継貸付（県承継特別・連携）	1億円	10年以内	0.80～1.30%	0.10～0.95%	P24
協 会	経営承継関連保証	2億8000万円	15年以内／10年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	P20
	経営承継準備関連保証	2億8000万円	15年以内／10年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	P20
	特定経営承継関連保証	2億8000万円	15年以内／10年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	P20
	特定経営承継準備関連保証	2億8000万円	15年以内／10年以内	金融機関所定	1.15%	P20
	事業承継サポート保証	2億8000万円	15年以内	金融機関所定	1.15%	P20
	事業承継特別保証	2億8000万円	10年以内	金融機関所定	0.20～1.15%	P20

○経営改善の取り組みに必要な資金を調達するには（事業再生計画実施関連特例保険利用の場合）

制度主体	制度名	限度額（設備／運転）	保証期間（設備／運転）	融資利率	保証料率	掲載ページ
宮崎県	経営支援・災害対策貸付（県経営支援）	1億円	10年以内	1.00～1.50%	0.00%	P22
協 会	事業再生計画実施関連保証（改善サポート保証）	2億8000万円	15年以内	金融機関所定	0.80%	P16
	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	2億8000万円	15年以内	金融機関所定	0.20%	P16

(注) 保証金額の最高限度は各制度（特例保証を除く）合算して一般保証の範囲内です。

制 度 名	保証限度 ()は組合	保証期間	融資利率	保証料率	担 保	保証人	取扱金融機関	保 証 対 象	備 考		
一 般 保 証 「一般保証」	個人・法人 2億円 (4億円) 一定の要件を満たす場合に限り、8,000万円まで別途加算可能	原則20年以内	取扱金融機関の定める利率	表 1	必要に応じて要	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	宮崎県内に住所または事業所を有し、保証の対象となる事業を営んでいる中小企業者	・左記の他、金融機関の必要とする要件もありますので、詳細等は金融機関融資窓口でお確かめください。		
小口零細企業保証 「小口零細」	個人・法人 2,000万円 既存の協会保証付融資残高（根保証は融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る	7年以内 (据置6ヵ月)		表 3	原則不要			P 4に記載する小規模企業者	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度)		
事業者カードローン 当座貸越根保証 「カードローン」	個人・法人 100万円以上 2,000万円	1年間 もしくは 2年間		表 1 〔特殊保証〕					5,000万円以内は原則無担保 5,000万円超は担保要	同一事業の業歴が3年以上で申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あり、2期以上の決算または申告を行っている法人または個人で次のいずれかに該当する方 (1)個人事業者の方 ①保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコアリングが、一定の基準以上であること ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有していること (2)法人事業者の方 ①保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコアリングが、一定の基準以上であること	【お願い】 事前に「CRD 要件照会」を行ってください。
当 座 貸 越 (貸付専用型)根 保 証 「当座貸越」	個人・法人 100万円以上 2億8,000万円									同一事業の業歴が3年以上で、申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あり、2期以上の決算または申告を行っている法人または個人で次のいずれかに該当する方 (1)個人事業者の方 ①保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコアリングが、一定の基準以上であること ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有していること ③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある方 (2)法人事業者の方 ①保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコアリングが、一定の基準以上であること	【お願い】 事前に「CRD 要件照会」を行ってください。 ・左記の他、金融機関の必要とする要件もありますので、詳細等は金融機関融資窓口でお確かめください。
長期経営資金保証 「長期経営」	個人・法人 2,000万円以上 2億円 (百万円単位の取扱)	5年以上 20年以内		表 1	必要に応じて要			宮崎県内に主たる事業所を有し、適法に同一事業を3年以上継続し、原則として同一場所において事業を営んでいる個人または法人であり、かつ次の各号のいずれかに該当する方 ①業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過でない方 ②業歴5年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており繰越欠損のない方 ③前各号に準ずるもので、債務超過でなく当期利益計上が見込まれる方	・左記の他、金融機関の必要とする要件もありますので、詳細等は金融機関融資窓口でお確かめください。 ・無担保保険での取扱不可		
無 担 保 ・ 無 保 証 人 に よ る 特 別 小 口 保 証 「特別小口」	個人・法人 2,000万円	5年以内		年0.84%	不要	不要		従業員20人（商業・サービス業では5人）以下の小規模企業者で、次の要件を備えている方 ①県内で引き続き1年以上同一の業種に属する事業を営んでいる方 ②最近1年間の所得税（含法人税）、事業税もしくは県市町村民税の所得割のいずれかについて納期が到来した税額があるものであって、かつ当該税額を完納している方	★責任共有制度対象外 ・この制度を利用する場合は本制度以外の他の信用保証付借入と併用できません。		
根 保 証 (手 形 割 引) 「根保証」	個人・法人 7,000万円 (1億4,000万円)	運転資金 1年以内		表 1 〔特殊保証〕	必要に応じて要	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		一般保証と同じ中小企業者			
新事業開拓保証 「新事業開拓」	個人・法人 2億円 (4億円)	15年以内		年1.00%				一般保証と同じ中小企業者で、経済産業省令等で定めるものであって、新商品または新技術の研究開発、または企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用、その他の新たな事業の開拓に要する費用に充てるために必要と認められる方	・新事業開拓に関する計画書、認定に係る資料が必要です。		
経営革新関連保証 「経営革新」	個人・法人 8億8,000万円 (16億8,000万円)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (据置1年以内)		年0.85% 新事業開拓保険を利用するものは 年1.15%	8,000万円超は原則担保必要			中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に規定する経営革新計画を行政庁に提出し、承認を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を実施する方	・県の経営革新計画承認が必要です。		

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただく様お願いいたします。

※保証料割引が適用される場合がありますので詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

制 度 名	保証限度 ()は組合	保証期間	融資利率	保証料率	担 保	保証人	取扱金融機関	保 証 対 象	備 考		
流 動 資 産 担 保 融 資 保 証 (ABL保証) 「流動資産」	個人・法人 2億円	根保証 1年間 (当座貸越のみ) 個別保証 1年以内 (手形貸付のみ)	取扱金融機関 の定める利率	年0.68%	棚卸資産 売掛債権	必要となる場合がある。 ただし、法人 代表者以外の 連帯保証人は 原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人のみが対象となります	・原則、既往取引金融機関を通しての申込み ・第三者対抗要件としていずれかが必要 1「売掛債権」の場合 ①動産債権譲渡特例法の定める登記、②売掛先への通知、③売掛先の承諾 2「棚卸資産」の場合 ①動産譲渡登記 ・保証割合80%（部分保証）		
中 小 企 業 特 定 社 債 保 証 「特定社債」	法人 4億5,000万円	7年以内		表 1	2億円超は 原則担保必要	不要	(※) 備考の通り	一定の適債基準を満たしている中小企業者 ※事前協議をお願いします	・保証割合は80%（部分保証） (※) 取扱金融機関は次のとおり 宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、大分銀行、鹿児島銀行、みずほ銀行、商工組合中央金庫、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫		
中堅企業特別保証 (破綻金融機関等関連) 「中堅企業」	法人 普通保証 5億円 無担保保証 1億円 当該企業が信用保証協会の保証付きで借入を行っていた場合は、当該借入の残高を保証限度額より差し引くこととする	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (据置1年以内)		普通保証 年0.75% 無担保保証 年0.65%	1億円超は 原則担保必要	必要となる場合がある。 ただし、法人 代表者以外の 連帯保証人は 原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	中堅事業者（資本の額が5億円未満及び保険法第2条に規定する中小企業者に該当しないもの）であって、破綻金融機関との取引があることについて都道府県知事の認定が受けられる方	★責任共有制度対象外 ・取扱期間 臨時措置法が終了する日まで ・保証付借入額は借入額の8割に限る（取扱金融機関との協調融資で協会8割、金融機関2割）		
ス タ ー ト ア ッ プ 創 出 促 進 保 証 制 度 「SSS保証」	3,500万円 (全ての創業関連保証、再挑戦支援保証を含む) (一般関係無担保保険8,000万円以内)	10年以内 (据置1年以内) ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする		年1.2% (創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せ)	不 要	不 要		産業競争力強化法に掲げる次の創業者 ①事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内(※)に会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方 ②中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方 ③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満の会社 ④自らの会社で事業を継続しつつ、新たに設立した会社で、設立から5年未満の会社 ⑤事業を営んでいない個人が開始した事業を、新たに会社を設立して承継させ、個人創業時から5年未満の会社 ※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6ヵ月以内となります	★責任共有制度対象外 ・他協会との取引がある方は申込の際、必ず申告してください ・「創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）」が必要です。 ・保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが必要です ・医療法人は対象外		
創 業 関 連 保 証 「創業関連」	個人・法人 3,500万円 (全ての創業関連保証、再挑戦支援保証を含む) (一般関係無担保保険8,000万円以内)	10年以内 (据置1年以内)		年1.00%				不 要	必要となる場合がある。 ただし、法人 代表者以外の 連帯保証人は 原則不要	(1)産業競争力強化法に掲げる次の創業者 ①事業を営んでいない個人であって、1ヵ月以内（認定特定創業支援等事業により創業を行おうとする者にあっては、6ヵ月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有する方 ②事業を営んでいない個人であって、2ヵ月以内（認定特定創業支援等事業により創業を行おうとする者にあっては、6ヵ月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する方 ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有する方 (2)産業競争力強化法に掲げる以下の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの ①事業を開始した以後の期間が5年未満の個人（当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る） ②設立の日以後の期間が5年未満の会社（当該設立の前日に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る） ③設立の日以後の期間が5年未満の会社（自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに設立したものに限る） (3)上記(2)①に規定する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る）を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過していないとして創業者とみなされるもの	★責任共有制度対象外 ・他協会との取引がある方は申込の際、必ず申告してください ・(1)に該当する場合 「創業再挑戦計画書（協会に所定の書式あり）」等、創業者であることを証する書面が必要です。 ・(2)に該当する場合 法人の場合は「商業登記簿謄本」等 個人の場合は税務署の受付印のある「個人事業の開廃業届出書」等が必要です。 ・(3)に該当する場合 法人の「商業登記簿謄本」及び個人創業時の開業届出の写しの両方が必要です ・医療法人は対象外
再 挑 戦 支 援 保 証 「再チャレ」										上記「創業関連保証」の融資対象(1)の①、②、(2)の①、②に該当するものであって、次のいずれかの要件を満たすもの ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により、廃止した経験を有するもの ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの (廃止・解散の日から5年以内の申込である必要があります)	★責任共有制度対象外 ・「創業再挑戦計画書」及び「資格要件申告書」が必要です。

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただく様お願いいたします。

※保証料割引が適用される場合がありますので詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

□経営改善の取り組みを支援します。

お気軽にご相談ください。

宮崎県信用保証協会は、当協会をご利用頂いている中小企業者の皆様が抱える様々な経営上の問題解決のため、「みやざき経営アシスト」を設置しています。

ご相談内容に応じ、当協会負担による専門家派遣事業、目的に合った他支援機関の紹介、取引金融機関等が一堂に会する個社支援会議を開催する等の取り組みを行っています。

以下、経営改善の場面での資金調達に特化した保証制度をご案内いたします。

制 度 名	保 証 限 度 ()は組合	保 証 期 間	融資利率	保証料率	担 保	保 証 人	取扱金融機関	保 証 対 象	備 考
事業再生計画 実施関連保証 (経営改善サポート保証) 「改善サポート」	個人・法人 2億8,000万円 (4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内 (据置1年以内)		責任共有制度 対象の 場合 0.8% 対象外の 場合 1.0%				以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする ①中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 ⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書又は決定において特定されたもの ⑩中小企業基盤整備機構が出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画	● モニタリング実施が必要です。 ・金融機関は、中小企業者から四半期に1回計画の実行状況報告を受け、事業年度毎に保証協会に対し、計画実行状況及び経営支援状況を報告していただくこととなります。（原則3ヵ年） ・医療法人は対象外
事業再生計画 実施関連保証 (感染症対応型) 「改善サポ感染」		一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内 (据置5年以内)		年0.2%					
条件変更改善型 借換保証 「条変改善借換」		15年以内 (据置1年以内、当該返済資金以外の事業資金を含む時は2年以内)		表1				次の①から③の要件を満たす中小企業者 ①保証申込時点において、信用保証協会の保証付既往借入金の残高があること ②①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	● モニタリング実施が必要です。 ・添付資料 ①状況説明書 ②事業計画書 ③認定経営革新等支援機関の支援内容を記載した書面（事業計画書記載時は不要）
事業再生保証 「事業再生」	法人 2億円	10年以内	取扱金融機関 の定める利率	年2.20%	必要に応じて 要	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する中小企業者を対象とする (1)次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 再生事件又は更正事件が係属している者 イ 民事再生法第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者 (2)再生計画又は更正計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない者 (3)次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること イ 償還が見込まれること	● ★責任共有制度対象外 対象資金 ①原材料の購入のための費用 ②商品の仕入れのための費用 ③商品の生産に係る労務費及び経費 ④設備の増設、改良又は補修等のための費用 ⑤販売費及び一般管理費 ⑥借入金利の弁済のための費用 ⑦金銭債権の弁済のための費用
事業再生円滑化 関連保証 「事業再生円滑化」	個人・法人 2億8,000万円 (4億8,000万円)	3年以内		年1.76%				金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次のいずれかに該当する中小企業者 ①特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとするもの ②中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの ③認定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの	・保証割合80%（部分保証） ・医療法人は対象外 対象資金は上記と同じ
中小企業 承継事業 再生関連保証 「承継事業再生」		10年以内		表1				産業競争力強化法第121条に規定する中小企業承継事業再生計画を主務大臣に提出し、認定を受けた承継事業者である中小企業者（ただし、認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く）	・医療法人は対象外
農商工等連携事業 関連保証 「農商工等連携」	一般枠 個人・法人 2億8,000万円 (4億8,000万円) 新事業開拓・海外投資枠 4（6）億円 流動資産担保枠 2億円	運転資金 5年以内 (据置1年以内) 設備資金 7年以内 (据置1年以内)		年0.7%				中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「法」という）第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を実施するもの	新事業開拓、海外投資関係保険利用時 ・保証料率は1.15% 流動資産担保保険利用時 ・保証料率は0.68% ・担保は流動資産のみ ・保証人は法人代表者以外徴求不可 ・保証割合は80%（部分保証）

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただく様お願いいたします。

※保証料割引が適用される場合がありますので詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

制 度 名	保証限度 ()は組合	保証期間	融資利率	保証料率	担 保	保証人	取扱金融機関	保 証 対 象	備 考		
経営力向上関連保証 「経営力向上」	一般枠 個人・法人 2億8,000万円 (4億8,000万円) 新事業開拓・海外投資枠 3(6)億円	運転資金 5年以内 (据置1年以内) 設備資金 7年以内 (据置1年以内)	取扱金融機関 の定める利率	年0.85%	8,000万円超は 原則、有担保。	必要となる場合がある。 ただし、法人 代表者以外の 連帯保証人は 原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	次のいずれかに該当する特定事業者が対象 (1)中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第17条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するもの (2)次の①から③のいずれにも該当するもの ①法第17条第1項に規定する経営力向上計画（※）を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等を行うもの ※次の要件を備える者であることの記載があるものに限る ア、資金超過であること イ、EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ②申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること ③信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと	特別小口保険利用時 ・保証料率は0.84％ 新事業開拓、海外投資関係保険利用時 ・保証料率は1.15％		
地域経済牽引事業 関 連 保 証 「経済牽引事業」	個人・法人 2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (据置1年以内)		年0.85％ 特別小口保険 の場合 年0.84％	必要に応じて 要			地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第1項の規定に基づき都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行う特定事業者	・地域経済牽引事業計画に係る承認申請書、 地域経済牽引事業を実施していることを都道府県が確認した旨を通知する書面が必要です		
特定信用状関連保証 「信用状関連」	個人・法人 2億円	1年以内		表1				外国法人（新たに設立されるものを含む）と経営を実質的に支配していると認められる省令要件を満たす関係にある中小企業者	・保証割合80％（部分保証） ・原則として一括払 ・医療法人は対象外		
予 約 保 証 「予約保証」	個人・法人 2,000万円 ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は合計500万円まで	5年以内 小口零細企業保証制度を利用する場合は7年以内 (予約期間は365日)		予約時よりも一区分高い保証料率を適用する				(1)同一事業の業歴が3年以上 (2)申込金融機関との与信取引が1年以上 (3)信用区分が2以上 (4)決算書がない者及び連帯債務形式は対象外	・貸付形式は証貸、返済方法は原則均等分割 ・貸付中止事由有り ・1申込人1金融機関1予約 ・旧債決済資金は不可		
下請振興関連保証 「下請関連」	個人・法人 2億円	根保証（当座貸越のみ） 1年間 個別保証（手形貸付のみ） 1年以内		年0.56％	売掛債権			親事業者に対する売掛債権を保有し、主務大臣の承認に係る振興事業計画（法第5条第1項に規定する振興事業計画をいう）に従って振興事業を実施する中小企業者	・保証割合80％（部分保証）		
東日本大震災復興緊急保証 「東日本大震災」	個人・法人 2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (据置2年以内)		年0.80％	必要に応じて 要			「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の第128条第1項各号に規定する中小企業者	★責任共有制度対象外 ・罹災証明書又は市町村長の認定書が必要です。		
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 「セーフティネット」		10年以内 (据置1年以内)		年0.80％ (1号～4、6号) 年0.70％ (5、7、8号)				中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定に基づき、取引先の倒産・事業活動の制限、災害等の突発的事由、不況業種の指定、破綻金融機関との取引、金融取引の調整、金融機関の貸付債権の譲渡等により、経営の安定に著しい支障を生じていることについて市町村長からの認定を受けた中小企業者〔P33参照〕	★責任共有制度対象外 ・市町村長の認定書が必要です。 ・市町村長の認定書が必要です。		
危機関連保証 「危機関連」		10年以内 (据置2年以内)		年0.80％				中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者〔P32参照〕	★責任共有制度対象外 ・市町村長の認定書が必要です。		

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただく様お願いいたします。

※保証料割引が適用される場合がありますので詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

□ 経営者保証を不要とする取扱いについて

当協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、平成30年4月より経営者保証を不要とする取扱いを行っております。

【保証時の取扱い】

1. 金融機関連携型
申込金融機関にて、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があり（又はプロパー融資を同時実行し）財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を充足している場合は、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。
※「〔金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い〕確認書」の提出が必要となります。
2. 財務型
P19「財務要件型無保証人保証」を利用する場合は、経営者保証を不要とすることができます。
※「財務要件型無保証人保証制度 資格要件確認書」の提出が必要となります。
3. 担保充足型
申込人又は代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合は、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。

【期中時の取扱い】

経営者保証が付された既存分の保証付き融資について、【保証時の取扱い】 1～3のいずれかの要件を満たしている場合、新規の経営者保証を不要とする保証付き融資で借り換えることができます。
なお、【保証時の取扱い】 1に該当する場合については、条件変更により経営者保証を解除することもできます。

【事業承継時の取扱い】

原則として、旧代表者が引き続き保証参加する場合は、新代表者の追加保証は行いません。ただし、旧代表者の保証解除の要請があり、既存分の返済が正常で新代表者の保証を追加する場合は基本的に旧代表者の保証を解除します。
なお、【保証時の取扱い】 1～3のいずれかの要件を満たしている場合は、借換又は条件変更により、新代表者の保証を追加することなく旧代表者の保証を解除することができます。

制 度 名	保 証 限 度 ()は組合	保 証 期 間	融 資 利 率	保 証 料 率	担 保	保 証 人	取 扱 金 融 機 関	保 証 対 象	備 考		
経 営 承 継 関 連 保 証 「経営承継」	個人・法人 2 億8,000万円	運転資金10年以内 (据置 1 年以内) 設備資金15年以内 (据置 1 年以内)		表 1		必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣（都道府県知事）の認定を受けた中小企業者	・都道府県知事の認定書が必要です		
特定経営承継関連保証 「特定経営承継」	個人 2 億8,000万円					原則認定中小企業者以外は不要		経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣（都道府県知事）の認定を受けた中小企業者（認定中小企業者）の代表者個人	・都道府県知事の認定書が必要です ・主たる取引関係を有する金融機関からの申込であること		
経営承継準備関連保証 「経営承継準備」	個人・法人 2 億8,000万円					(※)		事業活動に支障が生じている他の中小企業者から経営の承継を行うために経済産業大臣（都道府県知事）の認定を受けた中小企業者	・都道府県知事の認定書が必要です (※) 原則法人代表者又は他の中小企業者（会社に限る）以外は不要		
特 定 経 営 承 継 準 備 関 連 保 証 「特定承継準備」	個人 2 億8,000万円					(※)		事業活動に支障が生じている他の中小企業者から経営の承継を行うために経済産業大臣（都道府県知事）の認定を受けた事業を営んでいない個人	・都道府県知事の認定書が必要です (※) 原則他の中小企業者（会社に限る）以外は不要		
事業承継サポート保証 「承継サポート」	法人 2 億8,000万円	15年以内 (据置 2 年以内)	金融機関所定の利率	年1.15%	必要に応じて要	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	保証協会と契約を締結している金融機関	次の①～⑤全てを満たす持株会社 ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定している ②事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立された持株会社で、初年度決算が未到来である ③持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有している ④承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っている ⑤承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じている	・原則として事前協議が必要です		
自主廃業支援保証 「自主廃業支援」	個人・法人 3,000万円	1 年以内 (かつ、終期は解散予定日より前)				現在事業を行っており、次の①～③全てを満たす中小企業者 ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択する ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込める ③バンクミーティング等により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行う		・貸借対照表を作成していない個人事業主は本制度を利用することはできません ・主たる取引関係を有する金融機関からの申込であること ・廃業計画書及び確認書が必要です			
事業承継特別保証 「事業承継特別」	法人 2 億8,000万円 (4 億8,000万円)	一括返済 1 年以内 分割返済 10年以内 (据置 1 年以内)		表 1		徴求しない				次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者（P4参照） (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④まで定める全ての要件を満たすこと ①資産超過である ②EBITDA 有利子負債倍率が15倍以内である ③法人・個人の分離がなされている ④返済緩和している借入金がない	・事業承継計画書 ・財務要件等確認書 ・借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合） ・他行借換依頼書兼確認書（申込金融機関以外からの既往借入金を借り換える場合） ・ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受け通常より軽減した保証料率適用を受ける場合）
財 務 要 件 型 無 保 証 人 保 証 「経保不要財務型」	個人・法人 2 億8,000万円 (4 億8,000万円)	一括返済の場合 2 年以内 分割返済の場合 運転資金 7 年以内 (据置 1 年以内) 設備資金 10 年以内 (据置 1 年以内)		表 1		必要に応じて要		不要			次の①又は②のいずれかが1項目及び③又は④のいずれかが1項目を充足する純資産額5千万円以上の中小企業者 ①自己資本比率が20％以上（純資産額5億円以上の場合は15％以上）である ②純資産倍率が2.0倍以上（純資産額が3億円以上の場合は1.5倍以上）である ③使用総資本事業利益率が10％以上（純資産額が5億円以上の場合5％以上）である ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上（純資産額3億円以上5億円未満の場合1.5倍以上、5億円以上の場合1.0倍以上）である

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただくようお願いいたします。

※保証料割引が適用される場合がありますので詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

宮崎県中小企業融資制度

☆は、6ヵ月の業歴不要

・詳細の制度要件は、「宮崎県中小企業融資制度マニュアル（令和4年度）」を参照下さい。

県制度をご利用になる場合には、市町村民税の納税証明書等が必要です。
なお、課税されていない場合には、課税されていないことの証明書が必要です。

制 度 名		融 資 限 度 額				融資期間				融資利率	保証料率	担保	保証人	取扱金融機関	融 資 対 象	備考（必要書類等）
		中小企業者		組 合		設備資金		運転資金								
		設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	期間	据置	期間	据置							
創業・新分野進出支援貸付 (1)「県創業」 (2)「県新分野」		1億円	1億円	1億円	1億円	10年以内	18月以内	7年以内	表7	表5	法人 必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 福岡銀行 肥後銀行 大分銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫 延岡信用金庫 宮崎県南部信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫 みずほ銀行	(1)新たに事業を開始する中小企業者及び組合 (2)新分野に進出する中小企業者及び組合	事業計画書等		
	「県女性・若者・シニア・UIJターン・地域」	2,000万円		2,000万円									新たに事業を開始する女性、30歳未満、55歳以上の者又はUIJターン者若しくは中山間地域において事業を開始する中小企業者及び組合			
	「県少額」	500万円				5年以内	12月以内	5年以内					比較的少額な資金を必要とする中小企業者			
	「県再チャレ」	3,500万円		3,500万円		10年以内	12月以内	7年以内					再チャレンジを行おうとする中小企業者及び組合	事業計画書等		
	企業立地促進貸付 「県企業立地」	2億 8千万円 （※）	2億円	4億 8千万円 （※）	2億円	15年以内	36月以内	7年以内					12月以内	県内に工場及び事務所を新設等する県立地企業	立地企業であることを証する書面 ※保証協会保証付きでない場合の限度額は、 中小企業者の設備資金が20億円、組合の 設備資金が5億円です。	
経営安定貸付 「県経営安定」	5,000万円	5,000万円	8,000万円 （※）	8,000万円 （※）	10年以内	18月以内	通常​の​運​転​資​金、設​備​資​金​を​必​要​と​す​る​中​小​企​業​者​及​び​組​合		※転貸資金の限度額は、2億円 (ただし、1転貸対象組合員に対する限度額は、中小企業者に同じ)							
経営安定・事業再生資金	小規模企業経営安定貸付 「県小口」	2,000万円		2,000万円		7年以内	12月以内	5年以内	必要に応じて要	個人 原則不要		2,000万円以内で運転資金、設備資金を必要とする小規模企業者	★責任共有制度対象外 ・国の全国統一小口保証制度の対象 ・既存の保証協会の保証付融資残と本制度の融資残との合計が2,000万円以内となること ※NPO法人は上記の適用がありません。 (医業を主たる事業とするものは除く)			
	経営支援・災害対策貸付 (1)「県借換」 (2)「県経営支援」 (3)「県コロナ対応借換型」 (4)「県売上減少」 (5)「県災害対策」 (6)「県災害特例」 (7)「県BCP」	5,000万円 (追加資金含め限度額以内)		5,000万円 (追加資金含め限度額以内)		10年以内	18月以内	10年以内				18月以内	(1)信用保証付き融資を受けていて、借換により経営安定を図る中小企業者及び組合	元金均等返済で、月々の返済額は、借換前より減額となること		
		1億円		1億円		15年以内	60月以内	15年以内				60月以内	(2)法的措置あるいは関係機関の支援を受けること等により事業再生を図る中小企業者及び組合	事業再生計画実施関連保証制度（感染症対応型）の所定資料等（P3参照）		
		1億円		1億円		10年以内	60月以内	10年以内				60月以内	(3)経営行動計画を策定し、金融機関の継続的な伴走型での支援を受ける中小企業者	経営行動計画書のほか、各要件に応じた資料（P1参照）		
		5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円	10年以内	18月以内	7年以内				12月以内	(4)次のアからウのいずれかに該当する中小企業者及び組合 ア．経済的環境の変化により、一時的に売上高等が減少し、経営が不安定になっている イ．原材料価格の高騰や人件費の増加により、経営環境が悪化している ウ．再生手続開始等の申立て等により、債務の弁済に支障を来している取引先等に対して売掛金等の回収の遅延等が生じている（運転資金のみ）	ア．売上高又は当期利益の推移を確認できる資料 イ．売上高総利益率又は営業利益率の推移を確認できる資料 ウ．対象業者との取引を証明する書類等		
													(5)災害等の復旧を行う中小企業者及び組合	被・雇災証明書、認定申請書等 ※災害救助法が適用された場合に特例保証料率の適用を受ける場合は、市町村の証明書		
													(6)災害救助法(昭和22年法律第118号)に係る災害等の復旧を行う中小企業者及び組合			
													(7)BCP(事業継続計画)に基づき施設整備等を行う中小企業者及び組合	事業計画書		

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただくようお願いいたします。

※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

☆は、6ヵ月の業歴不要

県制度をご利用になる場合には、市町村民税の納税証明書等が必要です。
なお、課税されていない場合には、課税されていないことの証明書が必要です。

制 度 名		融 資 限 度 額				融資期間				融資利率	保証料率	担保	保証人	取扱金融機関	融 資 対 象	備考（必要書類等）					
		中小企業者		組 合		設備資金		運転資金													
		設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	期間	据置	期間	据置												
経営安定・事業再生資金	事業承継貸付 (1)「県事業承継」 (2)「県承継特別」 (3)「県承継特別(連携)」	1億円				10年以内	18月以内	10年以内	18月以内	表7	表5	必要に応じて要	法人 る場合がある。 ただし、 法人代表者以外の 連帯保証人は原則 不要 個人 原則不要 徴求 しない	宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 福岡銀行 肥後銀行 大分銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫 延岡信用金庫 宮崎県南部信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫 みずほ銀行	(1)事業承継を行う中小企業者又は県内の中小企業者から事業を承継する親族、従業員及び中小企業者	・事業計画書 ・事業承継計画書					
									12月以内						12月以内	(2)次の①又は②に該当し、かつ、③に該当する中小企業者(P4参照) ①3年以内に事業承継を予定する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人 ③資産超過であること等の財務要件を満たすこと	・事業承継計画書 ・財務要件等確認書 ・借換債務等確認書(適宜) ・他行借換依頼書兼確認書(適宜) ・ガバナンス体制の整備に関するチェックシート ((3)県承継特別(連携)の場合に必要)				
															(3)上記(2)①又は②に該当し、かつ、③に該当しており「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の所定項目を全て満たす中小企業者(P4参照)						
事業拡大資金	みやざき成長産業育成貸付 (1)「県フード」 (2)「県メディカル」 (3)「県ICT産業」 (4)「県自動車関連」 (5)「県ゼロカーボン」☆ (6)「県商業振興」 (7)「県働き方」 (8)「県デジタル」	5,000万円		5,000万円		10年以内 (5)については 15年以内	18月以内	7年以内 (5)については 15年以内	12月以内 (5)については 18月以内	表7	表5	必要に応じて要	法人 必要となる場合がある。 ただし、 法人代表者以外の 連帯保証人は原則 不要 個人 原則不要	宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 福岡銀行 肥後銀行 大分銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫 延岡信用金庫 宮崎県南部信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫 みずほ銀行	(1)フードビジネスに関する製造業を営む中小企業者及び組合 (2)東九州メディカルバレー構想に資する医療用機械器具・医療用品等の製造を行う中小企業者及び組合 (3)ICT産業又はICTに関する製造業を営む中小企業者及び組合 (4)自動車に関する製造業を営む中小企業者及び組合 (5)環境汚染防止、地球温暖化防止若しくは資源有効活用又は自然環境保全に関する機械器具等の製造又はサービスの提供を行う中小企業者及び組合。ゼロカーボンに向けた取組を行う中小企業者及び組合 (6)店舗、駐車場等の新増設・空店舗への移転又は商店街等の整備を行う中小事業者及び組合 (7)次のアからキのいずれかに該当する中小企業者及び組合（ウにあっては、特定事業者を含む） ア. 働きやすい職場「ひなたの極」の認証、「子育てサポート企業(くるみん)」の認定、「ユースエール」の認定、「えるぼし」の認定又は「ポジティブ・アクション」の表彰を受けたもの イ. 地域資源活用プログラムに基づく認定を受けたもの ウ. 経営革新又は経営力向上計画の認定を受けたもの エ. 「がんばる中小企業」表彰又は「宮崎中小企業大賞」表彰を受けたもの オ. 農商工等連携事業計画認定を受けたもの カ. みやざき農商工応援ファンド事業の採択を受けたもの キ. 健康経営優良法人(国)の認定又は健康長寿推進企業の知事表彰を受けたもの (8)デジタル化に取り組む中小企業者及び組合	(2)(5)(6) 事業計画書等 (7) 認定書・表彰状等					
															1億円		15年以内	10年以内	18月以内	(1)「次世代リーディング企業」として認定を受けた中小企業者及び組合 (2)県から承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づき地域経済牽引事業を行う中小企業者、組合及び特定事業者	(1)「次世代リーディング企業」であることを証する書面 (2)「地域経済牽引事業」を実施していることの確認書
																				5,000万円	
	緊急経営対策資金	セーフティネット・危機関連貸付 (1)「県セーフティ」 (2)「県危機」	5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円		10年以内	7年以内						12月以内	(1)信用保険法第2条第5項による認定を受けた中小企業者及び組合(P34参照) (2)信用保険法第2条第6項による認定を受けた中小企業者及び組合(P34参照)	(1)セーフティネット保証制度に係る認定書等 ※災害救助法が適用された場合における復旧資金の借入にあたっては、市町村の証明書 (2)危機関連保証制度に係る認定書等				
金融機関提案型資金 「県提案型」 ☆		詳細につきましては取扱金融機関にお問い合わせ下さい														宮崎太陽銀行	みやざきたいよう地方創生ファンド				
																高鍋信用金庫	たかしん経営サポートローン				

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただくようお願いいたします。

※「事業承継貸付(2)県承継特別、(3)県承継特別(連携)」および「農業ビジネス進出貸付」については宮崎県信用保証協会の約定締結金融機関であれば上記以外の金融機関も利用可能。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

市・町の融資保証制度

(注) 保証金額の最高限度は各制度（特例保証を除く）合算して通常一般保証の範囲内です。

制 度 名			融 資 限 度	融資期間	融資利率	保証料率	担 保	保証人	取扱金融機関	融 資 対 象	備 考
宮崎市	中小企業融資	(一般資金) 「宮崎市特融」	① 1 企業 1,000万円 ②本制度と宮崎市小規模企業者特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること	7 年以内 (据置 1 年以内)	年1.95 %（責任共有対象外保険を付す場合には年1.75%）	表 6			宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 肥後銀行 大分銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫 商工組合中央金庫	①中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる市内で事業を営む中小企業者（会社、個人、医療法人） ②市税完納者	組合およびその組合員については別途「組合事業育成資金」があります。 (ただし、信用保証協会の保証付とはなっていません)
		(緊急経営支援資金) 「宮崎市緊急」	1 企業 500万円		年1.55 %（責任共有対象外保険を付す場合には年1.35%）					①経済的環境の変化により、一時的な売上高の減少、又は倒産関連等の不況の影響を受けている中小企業者及び災害復旧を行う中小企業者（会社、個人、医療法人） ②市税完納者	
		(短期資金) 「宮崎市短期」	1 企業 300万円	運転資金 1 年以内					宮崎銀行 宮崎太陽銀行 宮崎第一信用金庫 商工組合中央金庫	①中小企業者（会社、個人、医療法人） ②市税完納者	
	中心市街地活性化特別融資 「宮崎市市街地」		1 企業 5,000万円	設備資金及び設備に伴う運転資金 10年以内 (据置 1 年以内)	融資日現在の短プラ連動型（責任共有対象保険を付す場合には +0.2 % 上乘せ）				宮崎銀行 宮崎太陽銀行 宮崎第一信用金庫	中心市街地内の商業地域に新たに店舗や事務所等を構える又は増改築することについて具体的な計画を有し、次のすべてに該当する者 ①新たな出店等に関する計画を作成し、宮崎商工会議所の確認を受けている ②許認可等を要する業種については、その許認可等を受けている、又は申請中である ③市税完納者	宮崎商工会議所の確認を受けた事業計画書の提出が必要です。 ※別保険を付す場合には別途計画書が必要
	創業支援資金融資 「宮崎市創業」		1 企業 1,500万円	10年以内 (据置 1 年以内)	年1.60 %（責任共有対象外保険を付す場合には1.40%）					①市内で新たに事業を開始する個人又は会社であって、創業に関する所定の事業計画書を作成し、宮崎商工会議所又は市内各商工会の確認を受けていること ②許認可等を要する業種については、その許認可等を受けている、又は申請中である ③市税完納者	宮崎商工会議所又は市内各商工会の確認を受けた事業計画書の提出が必要です。 ※別保険を付す場合には別途計画書が必要
都城市	小規模企業者特別融資 「宮崎市小口零細」		① 1 企業 1,000万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と宮崎市中小企業融資制度（一般資金）の貸付残高の合計が1,000万円以内であること	7 年以内 (据置 1 年以内)	年1.75 %	表 6	原則不要	法人 必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 個人 原則不要	中小企業融資（一般資金）と同じ	①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業融資（一般資金）と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付、手形割引のみ
	中小企業特別融資 「都城市特融」		① 1 企業 1,000万円 ②本制度と都城市小口零細企業融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること	7 年以内 (据置 1 年以内)	年1.80 %（責任共有対象外保険を付す場合には年1.60%）				宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫	中小企業者 ①市内に住所及び事業所を有する中小企業信用保険法第2条第1項に規定する個人・会社、組合、医療法人 ②市税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	
	小口零細企業融資 「都城市小口零細」		① 1 企業 1,000万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と都城市中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること		年1.60 %					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
	中小企業組合事業育成資金融資 「都城市組合育成」		① 1 組合につき5,000万円 ② 1 組合員につき1,000万円		年1.70 %以内				商工組合中央金庫	市内において 6 ヶ月以上同事業の事業実績を有する組合及び組合員	
	中小企業特別融資 「延岡市特融」		① 1 企業 1,000万円 ②本制度と延岡市小規模企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること	84ヵ月以内 (据置12ヵ月以内)	年1.80 %（責任共有対象外保険を付す場合には年1.60%）				延岡市内の以下の金融機関 宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 大分銀行 延岡信用金庫	中小企業者 ①市内に住所及び事業所を有する中小企業信用保険法第2条に規定する個人・会社、組合、医療法人 ②申込みまでに、納期の到来している市税を完納していること又は未納に係る市税について分割納付を誓約し、誠実に履行していること ③銀行取引停止処分を受けていない方	
延岡市	商業環境整備資金融資 「延岡市商業環境」 「延岡商業市街地」		1 企業 2,000万円	店舗の新築・改築等に要する設備資金 120ヵ月以内 (据置12ヵ月以内)	年1.80%（責任共有対象外保険が付される場合は年1.60%） 【中心市街地分は年1.30%（責任共有対象外保険が付される場合は年1.10%）】				延岡市内の以下の金融機関 宮崎銀行 宮崎太陽銀行 延岡信用金庫		(※) 延岡市中心市街地活性化基本計画で定めた中心市街地の中の重点整備地区内での新築・改装の場合、貸付月から60月以内は1.00 % の利子補給があります。
	小規模企業特別融資 「延岡市小口零細」		① 1 企業 1,000万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と延岡市中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること	84ヵ月以内 (据置12ヵ月以内)	年1.60 %					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「
」内の名称をご記入いただくようお願いいたします。

※融資利率は上限利率ではありませんのでご注意ください。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

制 度 名		融 資 限 度	融資期間	融資利率	保証料率	担 保	保証人	取扱金融機関	融 資 対 象	備 考
日南市	中小企業特別融資 「日南市特融」	① 1 企業 1,000万円 ②本制度と日南市小口零細企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること	運転・設備資金 共に84ヵ月以内	年1.80%	年0.00% (全額市補助)	原則不要	法人 必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	日南市内の以下の金融機関 宮崎銀行 宮崎太陽銀行 鹿児島銀行 宮崎第一信用金庫 宮崎県南部信用組合	中小企業者 ①市内に住所を有する中小企業信用保険法第2条に規定する個人・会社、組合、医療法人 ②市税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	
	小口零細企業特別融資 「日南市小口零細」	① 1 企業 1,000万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と日南市中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること		年1.60%					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
小林市	中小企業特別融資 「小林市特融」	① 1 企業 1,000万円 ②本制度と小林市小口零細企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること	運転資金 60ヵ月以内	年1.80%				宮崎銀行 宮崎太陽銀行 鹿児島銀行 高鍋信用金庫	中小企業者 ①市内に店舗または事業所を有する中小企業信用保険法第2条1項に規定する個人・法人 ②市税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	
	小口零細企業特別融資 「小林市小口」	① 1 企業 1,000万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と小林市中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること		年1.60%					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
日向市	中小企業特別融資 「日向市特融」	① 1 企業 1,000万円 ②本制度と日向市小規模企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること	運転・設備資金 共に120ヵ月以内 (据置3ヵ月含む)	年1.80% (責任共有対象外保険を付す場合には年1.60%)				日向市内の以下の金融機関 宮崎銀行 宮崎太陽銀行 鹿児島銀行 高鍋信用金庫 宮崎銀行都農支店 宮崎太陽銀行都農支店 高鍋信用金庫都農支店	中小企業者 ①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する市内に住所を有する個人または、市内に主たる事業所を有する法人 ②市税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	
	小規模企業特別融資 「日向市小口零細」	① 1 企業 1,000万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と日向市中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること		年1.60%					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
串間市	小規模事業者融資 (経営安定資金) 「串間市融資」	① 1 企業 1,000万円 ②本制度と串間市小口零細企業融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること	7年以内	年1.80%				宮崎銀行串間支店 宮崎太陽銀行串間支店 宮崎第一信用金庫串間支店 宮崎県南部信用組合本店	常時使用する従業員の数20人(商業・サービス業は5人)以下の規模で、下記の要件を満たしている方 ①市内に住所及び事業所を有する個人・法人 ②市税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	
	小口零細企業融資 「串間市小口零細」	① 1 企業 1,000万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と串間市小規模事業者融資制度(経営安定資金)の貸付残高の合計が1,000万円以内であること		年1.60%					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模事業者 ②その他の要件は小規模事業者融資(経営安定資金)と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
西都市	中小企業特別融資 「西都市特融」	① 1 企業 1,000万円 ②本制度と西都市小規模事業者特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること	運転資金 7年以内 (据置1年以内)	年1.80%				宮崎銀行西都支店 宮崎太陽銀行西都支店 宮崎第一信用金庫西都支店 高鍋信用金庫西都支店 西日本シティ銀行宮崎営業部	中小企業者 ①市内に店舗または事業所を有する中小企業信用保険法第2条第1項に規定する個人・法人 ②市税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	
	小規模事業者特別融資 「西都市小口零細」	① 1 企業 1,000万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と西都市中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること		年1.60%					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
えびの市	中小企業特別融資 「えびの市特融」	① 1 企業 1,000万円 ②本制度とえびの市小口零細企業融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること	84ヵ月以内	年1.80%				えびの市内の以下の金融機関 宮崎銀行 鹿児島銀行 高鍋信用金庫	中小企業者 ①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する市内に住所及び事業所を有する個人または法人 ②市税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	
	小口零細企業融資 「えびの市小口零細」	① 1 企業 1,000万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度とえびの市中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること		年1.60%					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模事業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただくようお願いいたします。

※融資利率は上限利率ではありませんのでご注意ください。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

制 度 名		融 資 限 度	融資期間	融資利率	保証料率	担 保	保証人	取扱金融機関	融 資 対 象	備 考
三股町	中小企業特別融資 「三股町特融」	① 1 企業 500 万円 ②本制度と三股町小規模企業特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	運転資金 7年以内 (据置 1 年以内)	年1.80%	年0.00% (全額町補助)	原則不要	法人 必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 個人 原則不要	宮崎銀行 宮崎太陽銀行 宮崎第一信用金庫	中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で下記の要件を満たしている方 ①町内に住所及び事業所を有する個人・法人 ②町税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	
	小規模企業特別融資 「三股町小口零細」	① 1 企業 500 万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と三股町中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	設備資金 7年以内 (据置 1 年以内)	年1.60%					①中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号～第 6 号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
高原町	中小企業特別融資 「高原町特融」	① 1 企業 500 万円 ②本制度と高原町小規模企業融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	運転資金 60ヵ月以内 設備資金 84ヵ月以内	年1.80%				宮崎銀行高原支店 高鍋信用金庫高原支店	中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者 ①町内に住所を有する個人または本店を有する法人でかつ町内に店舗または事業所を有すること ②町税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	
	小 規 模 企 業 融 資 「高原町小口零細」	① 1 企業 500 万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と高原町中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	(ただし一括償還は 1 年以内)	年1.60%					①中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号～第 6 号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
国富町	小規模事業者特別融資 「国富町特融」	① 1 企業 500 万円 ②本制度と国富町小規模事業者小口融資の貸付残高の合計が500万円以内であること	運転資金 84ヵ月以内 (据置12ヵ月以内)	年1.80%				宮崎銀行国富支店 宮崎太陽銀行国富支店 高鍋信用金庫国富支店 西日本シティ銀行宮崎営業部	常時使用する従業員の数20人（商業・サービス業 5 人）以下の規模で、下記の要件を満たしている法人又は個人 ①町内に店舗または事業所を有している方 ②町税完納者	
	小規模事業者小口融資 「国富町小口零細」	① 1 企業 500 万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と国富町小規模事業者特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	設備資金 120ヵ月以内 (据置12ヵ月以内)	年1.60%					①中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号～第 6 号に規定する小規模事業者 ②その他の要件は小規模事業者特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
綾町	中小企業者特別融資 「綾町特融」	① 1 企業 500 万円 ②本制度と綾町小規模企業者特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	運転資金 60ヵ月以内	年1.80%				宮崎銀行綾支店 宮崎太陽銀行国富支店	中小企業者 ①町内に住所を有し、事業を営む中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する個人・法人 ②町税完納者	
	小規模企業者特別融資 「綾町小口零細」	① 1 企業 500 万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と綾町中小企業者特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	設備資金 84ヵ月以内	年1.60%					①中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号～第 6 号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業者特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
高鍋町	中小企業特別融資 「高鍋町特融」	① 1 企業 500 万円 ②本制度と高鍋町小口零細企業融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	運転資金 60ヵ月以内	年1.80%				宮崎銀行 宮崎太陽銀行 高鍋信用金庫	中小企業者で下記の要件を満たしている方 ①町内に事業所を有する個人・法人 ②町税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	
	小 口 零 細 企 業 融 資 「高鍋町小口零細」	① 1 企業 500 万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と高鍋町中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	設備資金 84ヵ月以内	年1.60%					①中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号～第 6 号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
新富町	中小企業特別融資 「新富町特融」	① 1 企業 500 万円 ②本制度と新富町小規模企業融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	運転資金 60ヵ月以内	年1.80%				宮崎銀行 高鍋信用金庫	中小企業者 ①町内に住所及び事業所を有する中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する個人・法人 ②町税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	
	小規模企業特別融資 「新富町小口零細」	① 1 企業 500 万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と新富町中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	設備資金 84ヵ月以内	年1.60%					①中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号～第 6 号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただく様お願いいたします。

※融資利率は上限利率ではありませんのでご注意ください。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

制 度 名		融 資 限 度	融資期間	融資利率	保証料率	担 保	保証人	取扱金融機関	融 資 対 象	備 考
木城町	中小企業特別融資 「木城町特融」	① 1 企業 500 万円 ②本制度と木城町小規模企業特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	運転資金 60ヵ月以内	年1.80%	年0.00% (全額町補助)	原則不要	法人 必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 個人 原則不要	宮崎銀行高鍋支店 宮崎太陽銀行高鍋支店 高鍋信用金庫木城支店	中小企業者 ①町内に住所及び事業所を有する中小企業信用保険法第2条第1項に規定する個人・法人 ②町税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
	小規模企業特別融資 「木城町小口零細」	① 1 企業 500 万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と木城町中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	設備資金 84ヵ月以内	年1.60%					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	
川南町	中小企業特別融資 「川南町特融」	① 1 企業 500 万円 ②本制度と川南町小口零細企業融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	運転資金 60ヵ月以内	年1.80%				宮崎銀行川南支店 高鍋信用金庫川南支店	中小企業者 ①町内に住所及び事業所を有する中小企業保険法第2条第1項に規定する個人・法人 ②町税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
	小口零細企業融資 「川南町小口零細」	① 1 企業 500 万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と川南町中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	設備資金 84ヵ月以内 (ただし一括償還は6ヵ月以内)	年1.60%					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	
都農町	中小企業特別融資 「都農町特融」	① 1 企業 1,000 万円 ②本制度と都農町小口零細企業融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること	運転資金 84ヵ月以内 (据置24ヵ月以内)	年1.80%				宮崎銀行都農支店 宮崎太陽銀行都農支店 高鍋信用金庫都農支店	中小企業者 ①町内において事業を営む中小企業保険法第2条第1項に規定する個人・法人 ②町税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
	小規模企業特別融資 「都農町小口零細」	① 1 企業 1,000 万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と都農町中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること	設備資金 120ヵ月以内 (据置24ヵ月以内) (ただし一括償還は12ヵ月以内)	年1.60%					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	
門川町	中小企業特別融資 「門川町融資」	① 1 企業 500 万円 ②本制度と門川町小口零細企業融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	84ヵ月以内 (据置1年以内)	年1.80%				宮崎銀行 宮崎太陽銀行 高鍋信用金庫	中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者で以下に該当するもの ①町内に住所を有する個人、または、町内に主たる事業所を有する法人でかつ町内において事業を営んでいること ②町税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
	小口零細企業融資 「門川町小口零細」	① 1 企業 500 万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と門川町中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること		年1.60%					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業小口融資と同じ	
高千穂町	中小企業者特別融資 「高千穂町特融」	① 1 企業 500 万円 ②本制度と高千穂町小口零細企業融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	運転資金 84ヵ月以内 (据置6ヵ月以内)	年1.90%				宮崎銀行高千穂支店 宮崎太陽銀行高千穂支店 熊本県信用組合高千穂支店	中小企業者 ①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する町内に住所を有する個人又は町内に事業所を有する法人 ②町税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	★責任共有制度対象外 (国の全国統一小口保証制度の対象) 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付
	小口零細企業融資 「高千穂町小口零細」	① 1 企業 500 万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と高千穂町中小企業者特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	設備資金 84ヵ月以内 (据置6ヵ月以内)	年1.80%					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業者特別融資と同じ	

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただくようお願いいたします。

※融資利率は上限利率ではありませんのでご注意ください。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

制 度 名		融 資 限 度	融資期間	融資利率	保証料率	担 保	保証人	取扱金融機関	融 資 対 象	備 考
日之影町	中小企業特別融資 「日之影町特融」	① 1 企業 500 万円 ②本制度と日之影町小口零細企業融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	運転資金 60ヵ月以内	年1.90%	年0.00% （全額町補助）	原則不要	法人 必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	宮崎銀行高千穂支店 熊本県信用組合高千穂支店	中小企業者 ①町内に住所及び事業所を有する中小企業信用保険法第2条第1項に規定する個人・法人 ②町税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	
	小口零細企業融資 「日之影町小口零細」	① 1 企業 500 万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と日之影町中小企業特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	設備資金 84ヵ月以内	年1.80%					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業特別融資と同じ	
五ヶ瀬町	中小企業者特別融資 「五ヶ瀬町特融」	① 1 企業 500 万円 ②本制度と五ヶ瀬町小口零細企業融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	運転資金 60ヵ月以内	年1.90%			個人 原則不要	宮崎銀行高千穂支店 熊本県信用組合高千穂支店	中小企業者 ①町内に住所又は事業所を有する中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号に規定する個人・法人 ②町税完納者 ③銀行取引停止処分を受けていない方	
	小口零細企業融資 「五ヶ瀬町小口零細」	① 1 企業 500 万円 ②今回の貸付と既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円以内であること ③本制度と五ヶ瀬町中小企業者特別融資制度の貸付残高の合計が500万円以内であること	設備資金 84ヵ月以内	年1.80%					①中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者 ②その他の要件は中小企業者特別融資と同じ	★責任共有制度対象外 （国の全国統一小口保証制度の対象） 【貸付形式】 証書貸付、手形貸付

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただくようお願いいたします。

※融資利率は上限利率ではありませんのでご注意ください。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

□ 経営安定関連保証（セーフティネット1号～8号）について

- ※この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について保証限度額の別枠化等を行う制度です。
- ※セーフティネット1号～4号、6号に該当する保証は、責任共有制度の対象外となり、協会の責任負担割合は100%となります。その際の保証料は、一律0.80%となります。
- ※セーフティネット5号、7号、8号に該当する保証は、責任共有制度の対象となり、協会80%、金融機関20%の責任負担割合となります。その際の保証料は、一律0.70%となります。
- ※セーフティネットの認定は「指定期間」内に認定書の発行を受け、その発行日から30日以内に保証協会または金融機関等が受付した場合に有効です。
- ※セーフティネット保証に該当する保証は、国の特例措置により、他の保証と比べ保証が受けやすくなります。
- ※セーフティネット保証制度を利用するためには次の各号のいずれかに該当する旨の市町村長の認定書が必要です。

- 1号 連鎖倒産防止／民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者のうち国が指定するものに対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者
- 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限／生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖など、国が指定する事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上高等が減少している中小企業者
- 3号 突発的災害（事故等）／国が指定する突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
- 4号 突発的災害（自然災害等）／国が指定する突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
- 5号 業況の悪化している業種／業況の悪化している業種のうち国が指定するものに属する中小企業者
- 6号 取引金融機関の破綻／国が指定する破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
- 7号 金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整／金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化のうち国が指定するものにより借入が減少している中小企業者
- 8号 金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡／RCC（整理回収機構）へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者

◎各号の認定要件の詳細につきましては、中小企業庁ホームページのセーフティネット保証制度概要をご覧ください。
中小企業庁 HP アドレス https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

□ 危機関連保証について

- ※突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により、信用収縮が生じた中小企業者への資金調達支援を行うための制度です。
- ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）と同様、通常の保証枠とは別枠です。
- ※責任共有制度の対象外となり、協会の責任負担割合は100%となります。その際の保証料率は、一律0.80%となります。
- ※危機関連保証の認定は、危機指定期間内に認定書の発行を受け、その発行日から30日以内に保証協会または金融機関等が受付した場合に有効です。
- ※ただし、危機関連保証が成立するためには危機指定期間内に貸付実行する必要がありますのでご注意ください。

◎農業ビジネス進出支援貸付（掲載ページ P24）

- 商工業と農業を営む「兼業者」について、これまで対象外だった農業にかかる資金（農業と商工業の混在資金を含む）を保証の対象とした制度です。
- 付加価値の高い事業を展開する中小企業者等の農業分野における資金ニーズに対応することで、農業ビジネスへの進出や規模拡大をサポートします。

- 【制度内容】
- 融資対象者：商工業と農業を営む中小企業者、組合、農事組合法人及び個人
- 資金使途 ：設備・運転資金（下記、＜利用イメージ＞のとおりに）
- 融資利率 ：年0.80%
- 保証料率 ：年0.60%
- 融資限度額：設備・運転資金の合計で5,000万円（部分保証であり、保証限度額は4,000万円）
- 融資期間 ：運転資金：7年以内（うち据置期間12月以内）、設備資金：10年以内（うち据置期間18月以内）
- 保証人 ：原則法人代表者以外は不要
- 担保 ：必要に応じて要

<利用イメージ>

農業に係る資金が含まれていることが必要

商工業に係る資金

混在資金（兼業部分）

農業に係る資金

対象外

対象

※商工業のみの資金使途は対象外(既存の制度で対応)

	商工業のみに 係る資金	農業のみに 係る資金	混在資金
商工業と農業の兼業者	×	○	○
商工業から農業に進出 （農業の客観的着手資料が必要）	×	○	○
農業から商工業に進出 （商工業の客観的着手資料が必要）	×	○	○

35

許認可業種一覧表					
番号	業 種	許可等	根 拠 法	有 効 期 限	処 分 権 者
1	食料品製造業	許可	食品衛生法55条	5年を下らない期間	都道府県知事、市長
2	食料品販売業	許可			
3	飲食店、喫茶店	許可			
4	建設業	許可	建設業法3条	5年	国土交通大臣又は都道府県知事
5	一般旅客自動車運送事業 (一般貸切旅客自動車運送事業を除く。) 一般旅客自動車運送事業 (一般貸切旅客自動車運送事業に限る。)	許可	道路運送法4条	—	国土交通大臣（地方運輸局長）
		許可	同上 4条、8条	5年	
6	特定旅客自動車運送事業	許可	同上 43条	—	
7	自家用有償旅客運送事業	登録	同上 79条	2年又は5年 (更新時2年、3年、5年)	
8	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法3条	—	
9	特定貨物自動車運送事業	許可	同上 35条	—	
10	旅館業	許可	旅館業法3条	—	都道府県知事、市長
11	古物営業	許可	古物営業法3条	—	都道府県公安委員会
12	薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律4条	6年	都道府県知事、市長
13	医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・ 医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	同上 12条	5年又は6年	厚生労働大臣又は都道府県知事
14	医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・ 医薬部外品・化粧品製造業（製造工程の うち保管のみを行う場合を除く。）	許可	同上 13条	5年又は6年	厚生労働大臣又は都道府県知事
15	医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・ 医薬部外品・化粧品製造業（製造工程の うち保管のみを行う場合に限る。）	登録	同上 13条の2の2	5年	厚生労働大臣又は都道府県知事
16	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	同上 23条の2	5年	厚生労働大臣又は都道府県知事
17	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	同上 23条の2の3	5年	厚生労働大臣
18	再生医療等製品製造販売業	許可	同上 23条の20	5年	厚生労働大臣又は都道府県知事
19	再生医療等製品製造業	許可	同上 23条22	5年	厚生労働大臣
20	医薬品販売業	許可	同上 24条	6年	都道府県知事又は市長
21	高度管理医療機器・特定保守管理医療機 器販売業	許可	同上 39条	6年	都道府県知事
22	高度管理医療機器・特定保守管理医療機 器賃貸業	許可	同上 39条	6年	都道府県知事
23	医療機器修理業	許可	同上 40条の2	5年	厚生労働大臣又は都道府県知事
24	再生医療等製品販売業	許可	同上 40条の5	6年	都道府県知事
25	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律7条	2年	市町村長
26	産業廃棄物処理業	許可	同上 14条	5年（更新時5年又は7年）	都道府県知事
27	特別管理産業廃棄物処理業	許可	同上 14条の4	5年（更新時5年）	都道府県知事
28	有料職業紹介事業	許可	職業安定法30条	3年（更新時5年）	厚生労働大臣
29	病院、診療所、助産所	許可	医療法7条	—	都道府県知事、市長
30	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法3条	5年	国土交通大臣又は都道府県知事
31	酒類製造業	免許	酒税法7条	—	税務署長
32	酒母・もろみ製造業	免許	同上 8条		
33	酒類販売業	免許	同上 9条		
34	第1種高压ガス製造業	許可	高压ガス保安法5条	—	都道府県知事
35	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律3条	—	経済産業大臣（経済産業局長） 又は都道府県知事
36	労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の 確保及び派遣労働者の保護等に 関する法律5条	3年（更新時5年）	厚生労働大臣
37	家畜商	免許	家畜商法3条	—	都道府県知事
38	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法35条	期限を付すことができる	市町村長
39	興行場	許可	興行場法2条	—	都道府県知事、市長
40	浴場業	許可	公衆浴場法2条	—	都道府県知事、市長
41	測量業	登録	測量法55条	5年	国土交通大臣
42	砂利採取業	登録	砂利採取法3条	—	都道府県知事
43	採石業	登録	採石法32条	—	都道府県知事
44	建築士事務所	登録	建築士法23条	5年	都道府県知事
45	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関 する法律3条	5年	経済産業大臣（経済産業局長） 又は都道府県知事
46	自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法78条	—	地方運輸局長
47	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関す る法律3条	—	経済産業大臣（経済産業局長）
48	揮発油特定加工業	登録	同上 12条の2		
49	軽油特定加工業	登録	同上 12条の9		
50	住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法3条	—	都道府県知事、市長
51	接待飲食等営業	許可	風営法3条	—	都道府県公安委員会
52	遊技場営業	許可	同上	—	都道府県公安委員会

令和5年度 宮崎県信用保証協会組織体制について

～主な改編内容～

（１）総務部関連

・企画情報課を企画課と情報システム課の２課体制に強化

（２）保証業務部関連

・保証支援課に代わり創業支援課を創設

創業支援係は創業・承継支援係に名称変更

保証統括係は保証業務課に統合

保 証 業 務 部	部 長	次 長	課 名	課 長	調査役	担当課員	担当業務
	新 地	米 良	創業支援課	米 良	—	門分・那須(史)・木山 井上(咲)・門田	創業後5年未満先の金融 支援及び事業承継支援
			保証業務課	杉 本	樋 口	伊東・長濱・平田(伸) 米田・谷口	信用保証料の計算、受付業 務、創業後5年超先の金融 支援

経 営 支 援 部	部 長	次 長	課 名	課 長	調査役	担当課員		担当業務
	柳 原	時 任	経営支援課	時 任	—	三輪 廉谷 矢野	【経営支援係】 馬崎	専門家派遣等の個社支援、 大口リスク先のフォロー
							【経営支援ネット ワーク係】 清・奥村	ネットワーク会議の運営 管理、ワーキンググループ 会議のフォロー
			再生管理課	岩 本	隈田原	佐藤・川島・松崎 松岡・鈴木		事故報告先の管理、代位弁 済事務、保険金請求・受領、 求償権先の管理

総 務 部	部 長	次 長	課 名	課 長	調査役	担当課員	経 営 監 査 室	室 長
	四 元	竹 森	総務課	竹 森	小 椋	平田(里)		井上（智）
			企画課	新 名	—	下玉利・小田		
			情報システム課	斉 藤	野 中	長友		

出向等：那須(貴)、高橋、竹田、甲斐

■総 務 部／ TEL(0985)24-8251

FAX(0985)32-2187

■保証業務部／ TEL(0985)24-8253

FAX(0985)24-8102

■経営支援部

経営支援課／ TEL(0985)89-0022 FAX(0985)22-4155

再生管理課／ TEL(0985)24-8252 FAX(0985)22-4155